



志布志市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和2年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月17日

志布志市代表監査委員 嶋戸貞治



1. 監査を実施した監査委員名

嶋戸貞治  
福重彰史

2. 監査の目的及び種類

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次に掲げるものについて行うもの

- (1) 市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (2) 市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (3) 市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3. 監査の概要

(1) 監査の期日

令和2年10月22日から令和3年2月10日まで

(2) 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	令和2年11月6日
総務課	令和2年11月19日
財務課	令和2年11月17日
企画政策課	令和2年11月11日
情報管理課	令和2年11月12日
港湾商工課	令和2年11月5日 令和3年2月4日・9日
税務課	令和2年11月4日
市民環境課	令和2年11月4日
福祉課	令和2年11月6日
保健課	令和2年11月13日
農政畜産課	令和2年11月10日

耕地林務水産課	令和2年11月11日 令和3年2月3日・4日
建設課	令和2年11月12日 令和3年2月3日・4日
松山支所総務市民課	令和2年10月22日
松山支所産業建設課	令和2年10月23日 令和3年2月3日
志布志支所地域振興課	令和2年10月28日
志布志支所市民税務課	令和2年10月27日
志布志支所福祉課	令和2年10月30日
志布志支所産業建設課	令和2年10月28日 令和3年2月3日
会計課	令和2年11月17日
教育総務課	令和2年10月30日 令和3年2月3日・4日及び10日
学校教育課	令和2年10月27日
生涯学習課	令和2年10月29日 令和3年2月4日
教育委員会事務局松山分室	令和2年10月22日
教育委員会事務局有明分室	令和2年11月10日
選挙管理委員会事務局	令和2年11月19日
監査委員事務局	令和2年11月6日
農業委員会事務局	令和2年10月23日
水道課	令和2年11月20日 令和3年2月4日

(3) 監査の主眼及び方法

監査は、令和2年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

ア 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。

ウ 収入の確保が適正に行われているか。

エ 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。

オ 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

#### 4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、行政財産の目的外使用においては、例年、使用料の免除を行っているものについて、免除となる対象、期間、金額等が明確になっておらず、起案等により意思決定を行っていないものが確認されたことから、事務の見直しを求める。

また、普通財産の貸付においては、使用料が未納になっているものの延滞金が徴されていないものがあつたため、条例、規則等により正しく徴するよう努められたい。

補助金等交付事務については、補助内容や交付方法の見直しが進められており、また、財務課より補助金等交付事務チェックリストが作成されたことにより、各課における事務処理の改善も見られた。しかし、いまだに予算書の備考欄に記載がなく補助対象経費の内訳が明確でないものが見られた。補助金交付決定においては、根拠となる規則、要綱等を確認し、補助事業者等の要件を満たしているか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどの審査を十分に行い、適正かつ慎重に手続を行われたい。また、補助目的に対し補助対象者等が要綱上適切に設定されているかを適宜精査し、必要に応じて要綱改正を行われたい。

また、補助金の前金払と概算払について、精算を要すると思われる事業に対し、前金払の方法で支出したものが散見されたことから、補助事業者等の申請が適切なものかについての審査についても、補助金等交付事務チェックリストをさらに活用するよう、周知・徹底を図られたい。

週休日の振替等について、規則で定める期間内に勤務日を週休日に振り替えていない課が見られた。課によっては災害やイベント等への対応により振替が困難な状況があると考えられるが、職員の健康管理の観点からも、管理職は取得状況を把握し、業務の計画的な遂行、応援体制の整備等により、職員が休暇等を取得しやすい環境作りに努められたい。

また、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始しているが、休暇の取得方法等が内規等で定められている方法と異なるなどの事務処理が見られた。制度の運用方法、事務処理方法等について、さらなる周知、徹底を図られたい。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知する

ので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 補助金等交付申請に係る添付書類について、収支予算書等の内容が適切に記載されていないものを受理し、補助要件に該当するか等の内容の精査が行われていない。

イ 補助金等の支払いにおいて、精算を要すると思われる事業に対して、前金払いによる支出を行っている。

ウ 様々な文書において、砂消しゴムの使用や鉛筆書き、修正テープ等による訂正が散見された。

エ 休暇の取得の誤りが散見された。

オ 公用車使用伺簿において、10時に出発する場合のアルコールチェックが漏れていた。

(2) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	特になし。
総務課	軽微事項のみ。
財務課	軽微事項のみ。
企画政策課	軽微事項のみ。
情報管理課	軽微事項のみ。
港湾商工課	軽微事項のみ。
税務課	軽微事項のみ。
市民環境課	見積徴取後に随意契約の相手方決定通知を送付していない。
福祉課	前年度中に予算の執行伺いを文書起案で行っている。
保健課	消費税の標記について、見積徴取時は税抜き〇〇〇円、契約締結時の契約書及び支払い時は税込み〇〇〇円となっている(〇〇〇円は同額。)
農政畜産課	通常7時間勤務の会計年度任用職員に、8時から14時までの5時間の勤務命令をしたものに対して、1日の振替としている。
耕地林務水産課	管内出張を行っているにも関わらず、簿冊への記載をしていない職員がいる。
建設課	管内出張を行っているにも関わらず、簿冊への記載をしていない職員がいる。
松山支所総務市民課	軽微事項のみ。
松山支所産業建設課	軽微事項のみ。

志布志支所地域振興課	軽微事項のみ。
志布志支所市民税務課	軽微事項のみ。
志布志支所福祉課	軽微事項のみ。
志布志支所産業建設課	軽微事項のみ。
会計課	特になし。
教育総務課(学校給食センター含む)	ある学校のカーテン修繕が、伝票を分け1件あたり5万円未満になるよう調整している。
学校教育課	軽微事項のみ。
生涯学習課(図書館含む)	行政財産の目的外使用許可が、課長専決となっている。
教育委員会事務局松山分室	行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等がない。
教育委員会事務局有明分室	軽微事項のみ。
選挙管理委員会事務局	特になし。
監査委員事務局	特になし。
農業委員会事務局	特になし。
水道課	特になし。

### (3) 工事施工状況確認の結果及び意見

令和2年度に施工された請負工事の中から、9課57工事(41施工箇所)を抽出し、令和3年2月3日、4日、9日及び10日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

工事中の施工箇所については、今後、天候にも左右されることが考えられることから、工程管理には十分留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

### 5 むすび

以上が監査の結果である。

事務処理全般を通して、注意事項は散見されるものの、前年度よりも改善が見られた。これは、各課それぞれの事務改善への取組の成果であるとともに、各事務の所管課より、事務処理に係る要領等が適時周知されたことにより、全庁的に適正で効率的な事務改善が図られたものであると考えられる。

しかし、所管課による通知を把握しておらず、依然として誤った事務処理を行っているところも一部見受けられたことや、会計年度任用職員制度など、新たに始まった制度について、一部で誤った処理が見られた。

業務の複雑化、業務量の増加等に対応していくためにも、各課においては、所管

課による通知等を適時確認し、事務の根拠となる法令等を再度確認するような体制を整備し、業務のマニュアル化やチェック体制の強化等、事務執行の適正化、効率化に努められたい。